

公益社団法人江刺青年会議所 運営規程（案）

第1条 本規程は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるために、公益社団法人江刺青年会議所定款に基づき、組織運営等に関する原則を定める。

第2条 役員に関する事項

- 1 理事長は本会議所を代表し、所務を総理し理事会を招集する。
また定款40条に基づき総会を招集する。
- 2 副理事長は理事長を補佐し、次の事項を分担処理する。
 - (1) 理事長事故あるときはその職務を代行する。
 - (2) 委員会を分担統括し、責任をもってその運営を円滑ならしめる。
- 3 専務理事は理事長を補佐し、次の事項を分担処理する。
 - (1) 予算及びその執行の監督並びに決算に関する事項
 - (2) 現金・預金の出納に関する事項
 - (3) 会費の徴収及び資金に関する事項
 - (4) 会計所帳簿の記録整理等、会計事務に関する事項
 - (5) 用度及び備品の管理に関する事項
- 4 理事は理事長を補佐し理事会に出席して次の事項を審議処理すると共に委員会を担当し率先してその運営にあたる。
 - (1) 定款および諸規程に関する事項
 - (2) 総会及び例会に関する事項
 - (3) 会員の入退会褒賞及び除名並びに出席向上に関する事項
 - (4) 委員会等の編制及び設置、改廃に関する事項
 - (5) 新入会員の指導に関する事項
 - (6) 事業計画及びその実行並びに事業報告に関する事項
 - (7) 委員会活動の助長及びその調整に関する事項
 - (8) 広報活動に関する事項
 - (9) 現金等の出納予算の執行監督決算に関する事項
 - (10) その他重要な事項
- 5 直前理事長は理事会に出席し意見をのべることができる。ただし、理事会の議決権を有しない。
- 6 公益社団法人江刺青年会議所の理事ではない正会員で、公益社団法人日本青年会議所・公益社団法人日本青年会議所東北地区協議会及び公益社団法人日本青年会議所岩手ブロック協議会出向者は理事会に出席し意見をのべることができる。ただし、理事会の議決権を有しない。

第3条 例会及び出席に関する事項

- 1 例会は毎月1回以上行うものとする。
- 2 正会員は例会・通常総会・臨時総会・所属委員会・その他本会議所が催す会合に出席しなければならない。
総会・例会・委員会における欠席・遅刻・早退する場合は、あらかじめ必ず届け出るものとし、正会員の年間出席率最低限度50%とする。
- 3 本会議所の会員が、本会議所の会合と同等に開かれる下記の会合に参加した時は、本会議所の会合に出席したものと認める。

- (1) 他 J C の例会及び承認証伝達式
- (2) 公社社団法人日本青年会議所岩手ブロック協議会会員大会・公社社団法人日本青年会議所東北地区協議会会員大会・公社社団法人日本青年会議所全国大会及び J C I 国際会議
- (3) 公社社団法人日本青年会議所・公社社団法人日本青年会議所東北地区協議会・公社社団法人日本青年会議所岩手ブロック協議会各会議・役員会並びに委員会
- (4) その他理事会が認めた場合

第4条 委員会に関する事項

- 1 委員会は理事長のもとに総務・広報・会員開発・指導力開発・社会開発・経営開発の6分野を設け正会員は全て何れかの委員会に所属するものとし、委員会の構成は会員の希望を勘案し全般的均衡を考慮して理事会において決定する。
ただし、正副理事長・直前理事長・監事・専務理事は何れの委員会にも所属しない。
- 2 委員長は原則として理事とし、委員会を代表し、その活動を統括する。
副委員長は委員長を補佐代行し、且つ委員会活動の行事日程記録等の事務処理を行い事務局に提出する。
- 3 各委員会の構成は次の通りとする。

委員長	1名
副委員長	1名
委員	若干名
- 4 必要により理事会の決議を経て特別委員会・特別室等を設置することができ室長、副室長等を置く事が出来る。特別委員会・特別室等は理事長直轄とすることができる。

第5条 委員会の任務は次の通りとし、各委員会は毎月1回以上会合をもち事業計画の確立と実施の推進母体となる。下記6分野以外の事項又は他分野の追加については、理事会にて定める。

- 1 総務及び事務局に関する委員会
 - (1) 事業計画書・事業報告書等総会提出書類の作成
 - (2) 総会・理事会に関する事項
 - (3) 定款諸規程・規則の研究
 - (4) 褒賞・表彰に関する事項
 - (5) 財務一般・会費納入催促
 - (6) 事務局の管理
 - (7) 入会申込書の調査審議
 - (8) 会員の慶弔に関する事項
 - (9) 各委員会・会員との連絡調整
 - (10) 関係官庁・日本青年会議所・地区協議会・ブロック協議会との連絡
 - (11) 役員選挙の管理
 - (12) 例会の企画実施
 - (13) その他の事項
- 2 広報に関する委員会
 - (1) 公聴広報活動の実施
 - (2) 各種報道機関との連携
 - (3) 写真などによる記録作成

- (4) その他の事項
- 3 会員開発に関する委員会
 - (1) 会員相互の啓発親睦と青年会議所間の交流促進
 - (2) 会員の拡大
 - (3) 会員意識の向上
 - (4) その他の事項
- 4 指導力開発に関する委員会
 - (1) 指導力開発に関する諸問題の研究
 - (2) 自己開発を含む指導力開発計画の立案実施
 - (3) その他の事項
- 5 社会開発に関する委員会
 - (1) 豊かな住みよい地域社会の創造を目的とした社会開発計画の推進
 - (2) 青少年の健全育成の推進
 - (3) その他の事項
- 6 経営開発に関する委員会
 - (1) 経営者開発に関する諸問題の研究
 - (2) その他の事項

第6条 褒賞に関する事項

本会議所の運動に顕著な功績があった委員会及び個人を理事会において審議し褒賞する。

附則 本規程は平成31年1月17日より施行する。